

令和5年度地籍調査事業計画については、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第3項に基づく国土交通大臣の同意が令和5年4月28日付け国不籍第37号により、令和5年4月1日効力発生の旨、通知があったので、同法第6条の3第2項の規定により次のとおり定め、公表する。

令和 5年 5月 8日

北海道知事 鈴木 直道

振興局名	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
石狩	札幌市	北区屯田の一部地区(その4)	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで
		北区屯田の一部地区(その5)	
		北区屯田の一部地区(その6)	
後志	積丹町	日司町及び野塚町の各一部	
		泊村	
	神恵内村	字ツボ石の一部	
		共和町	
	小沢の一部9-1		
	小沢の一部9-2		
	胆振 渡島	苫小牧市	
八雲町			わらび野の一部(H30)
	わらび野、桜野の各一部(R2)		
	桜野の一部(R4)		
	桜野の一部(R5)		
上川	旭川市	新旭川・永山地区の一部(永山8地区)	
		神居地区の一部(神居1地区)	
		神居地区の一部(神居2地区)	
	富良野市	字西達布たちばなの一部地区(2)	
		字西達布たちばなの一部地区(3)	
	東川町	北町11丁目、北町12丁目、北町13丁目の各一部地区	
		西町8丁目、西町9丁目の各一部	
		西町10丁目、西町11丁目、西町12丁目の各一部	
留萌	留萌市	堀川町2丁目の一部	
		堀川町1・2丁目の一部	
		沖見町1・3丁目及び瀬越町の各一部	
	羽幌町	字高台及び字上築の各一部	
		字上築の一部1	
		字上築の一部2	
		字上築の一部3	
		字曙の一部	
宗谷	豊富町	字上サロベツ,メナシベツの各一部1	
		字上サロベツ,メナシベツの各一部2	
オホーツク	北見市	住吉の一部(区域1-2)	
		住吉の一部(区域2)	
		住吉の一部(区域3)	
	遠軽町	生田原清里の一部2	
		滝上町	滝ノ上市街地の一部-④
滝ノ上市街地の一部-⑤			
十勝	音更町	緑陽	
	上土幌町	居辺報国2の一部	
	幕別町	字中里の一部	
		字中里及び字五位の各一部	
		字明倫の西側①	
		字明倫の東側	
	池田町	池田市街地その1	
	本別町	仙美里その3	
	足寄町	中足寄,螺湾,上利別の各一部	
	浦幌町	字円山の一部①	
		字円山の一部②	
		字円山の一部その2①	
字円山の一部その2②			
字円山の一部その3			